【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（安定操作取引の場所及び期間）

**第二十二条**　安定操作取引は、前条第二号の規定により目論見書に記載された取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引（当該安定操作取引に係る有価証券が店頭売買有価証券である場合にあつては、同条第三号の規定により目論見書に記載された店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の売買）によらなければ、してはならない。

２　安定操作取引は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間でなければ、してはならない。

一　有価証券の募集の場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める期間

イ　株主に株式の割当てを受ける権利を与えて行う募集の場合　当該募集に係る会社法第二百二条第一項第二号に規定する期日の二週間前の日から払込期日までの期間

ロ　優先出資法に規定する優先出資者に優先出資法に規定する優先出資の割当てを受ける権利を与えて行う募集の場合　当該募集に係る優先出資法第八条第一項第二号に規定する期日の二週間前の日から払込期日までの期間

ハ　イ及びロ以外の募集の場合　当該募集に係る有価証券の取得の申込みの期間が終了する日の二十日前の日から当該期間が終了する日までの期間

二　有価証券の売出しの場合　当該売出しに係る有価証券の買付けの申込みの期間（売付けの申込みの場合にあつては、売付けの期間）が終了する日の二十日前の日から当該期間が終了する日までの期間

３　前項の場合において、同項各号に掲げる期間の開始前に当該安定操作取引によりその募集又は売出しを容易にしようとする有価証券の発行価格又は売出価格（新株予約権付社債券にあつては発行価格及び新株予約権の内容又は売出価格。以下この条において同じ。）が決定されていないときは、同項の規定にかかわらず、当該有価証券の発行者が発行する有価証券を上場する各金融商品取引所がその規則の定めるところによりその者から当該有価証券の発行価格又は売出価格の通知を受ける日までは、当該安定操作取引をしてはならない。

４　第二項の場合において、当該安定操作取引によりその募集又は売出しを容易にしようとする有価証券の発行価格又は売出価格が、一の取引所金融商品市場の一の日における当該有価証券の発行者が発行する有価証券の最終価格（当該発行者が発行する有価証券が店頭売買有価証券である場合にあつては、一の店頭売買有価証券市場の一の日における当該店頭売買有価証券の最終価格）に一定率を乗ずる等確定値によらずに決定されているときは、同項の規定にかかわらず、当該有価証券の発行者が発行する有価証券を上場する各金融商品取引所がその規則の定めるところによりその者から当該有価証券の発行価格又は売出価格の確定値の通知を受ける日までは、当該安定操作取引をしてはならない。

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（安定操作取引の場所及び期間）

**第二十二条**　安定操作取引は、前条第二号の規定により目論見書に記載された取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引（当該安定操作取引に係る有価証券が店頭売買有価証券である場合にあつては、同条第三号の規定により目論見書に記載された店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の売買）によらなければ、してはならない。

２　安定操作取引は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間でなければ、してはならない。

一　有価証券の募集の場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める期間

イ　株主に株式の割当てを受ける権利を与えて行う募集の場合　当該募集に係る会社法第二百二条第一項第二号に規定する期日の二週間前の日から払込期日までの期間

ロ　優先出資法に規定する優先出資者に優先出資法に規定する優先出資の割当てを受ける権利を与えて行う募集の場合　当該募集に係る優先出資法第八条第一項第二号に規定する期日の二週間前の日から払込期日までの期間

ハ　イ及びロ以外の募集の場合　当該募集に係る有価証券の取得の申込みの期間が終了する日の二十日前の日から当該期間が終了する日までの期間

二　有価証券の売出しの場合　当該売出しに係る有価証券の買付けの申込みの期間（売付けの申込みの場合にあつては、売付けの期間）が終了する日の二十日前の日から当該期間が終了する日までの期間

３　前項の場合において、同項各号に掲げる期間の開始前に当該安定操作取引によりその募集又は売出しを容易にしようとする有価証券の発行価格又は売出価格（新株予約権付社債券にあつては発行価格及び新株予約権の内容又は売出価格。以下この条において同じ。）が決定されていないときは、同項の規定にかかわらず、当該有価証券の発行者が発行する有価証券を上場する各金融商品取引所がその規則の定めるところによりその者から当該有価証券の発行価格又は売出価格の通知を受ける日までは、当該安定操作取引をしてはならない。

４　第二項の場合において、当該安定操作取引によりその募集又は売出しを容易にしようとする有価証券の発行価格又は売出価格が、一の取引所金融商品市場の一の日における当該有価証券の発行者が発行する有価証券の最終価格（当該発行者が発行する有価証券が店頭売買有価証券である場合にあつては、一の店頭売買有価証券市場の一の日における当該店頭売買有価証券の最終価格）に一定率を乗ずる等確定値によらずに決定されているときは、同項の規定にかかわらず、当該有価証券の発行者が発行する有価証券を上場する各金融商品取引所がその規則の定めるところによりその者から当該有価証券の発行価格又は売出価格の確定値の通知を受ける日までは、当該安定操作取引をしてはならない。

（改正前）

（安定操作取引の場所及び期間）

**第二十二条**　安定操作取引は、前条第二号の規定により目論見書に記載された取引所有価証券市場における有価証券の売買等（当該安定操作取引に係る有価証券が店頭売買有価証券である場合にあつては、同条第三号の規定により目論見書に記載された店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の売買）によらなければ、してはならない。

２　安定操作取引は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間でなければ、してはならない。

一　有価証券の募集の場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める期間

イ　株主に株式の割当てを受ける権利を与えて行う募集の場合　当該募集に係る会社法第二百二条第一項第二号に規定する期日の二週間前の日から払込期日までの期間

ロ　優先出資法に規定する優先出資者に優先出資法に規定する優先出資の割当てを受ける権利を与えて行う募集の場合　当該募集に係る優先出資法第八条第一項第二号に規定する期日の二週間前の日から払込期日までの期間

ハ　イ及びロ以外の募集の場合　当該募集に係る有価証券の取得の申込みの期間が終了する日の二十日前の日から当該期間が終了する日までの期間

二　有価証券の売出しの場合　当該売出しに係る有価証券の買付けの申込みの期間（売付けの申込みの場合にあつては、売付けの期間）が終了する日の二十日前の日から当該期間が終了する日までの期間

３　前項の場合において、同項各号に掲げる期間の開始前に当該安定操作取引によりその募集又は売出しを容易にしようとする有価証券の発行価格又は売出価格（新株予約権付社債券にあつては発行価格及び新株予約権の内容又は売出価格。以下この条において同じ。）が決定されていないときは、同項の規定にかかわらず、当該有価証券の発行者が発行する有価証券を上場する各証券取引所がその規則の定めるところによりその者から当該有価証券の発行価格又は売出価格の通知を受ける日までは、当該安定操作取引をしてはならない。

４　第二項の場合において、当該安定操作取引によりその募集又は売出しを容易にしようとする有価証券の発行価格又は売出価格が、一の取引所有価証券市場の一の日における当該有価証券の発行者が発行する有価証券の最終価格（当該発行者が発行する有価証券が店頭売買有価証券である場合にあつては、一の店頭売買有価証券市場の一の日における当該店頭売買有価証券の最終価格）に一定率を乗ずる等確定値によらずに決定されているときは、同項の規定にかかわらず、当該有価証券の発行者が発行する有価証券を上場する各証券取引所がその規則の定めるところによりその者から当該有価証券の発行価格又は売出価格の確定値の通知を受ける日までは、当該安定操作取引をしてはならない。

【平成19年7月13日 政令第208号】 （改正なし）

【平成19年3月28日 政令第71号】 （改正なし）

【平成18年12月8日 政令第377号】 （改正なし）

【平成18年6月23日 政令第222号】 （改正なし）

【平成18年4月19日 政令第174号】

（改正後）

（安定操作取引の場所及び期間）

**第二十二条**　安定操作取引は、前条第二号の規定により目論見書に記載された取引所有価証券市場における有価証券の売買等（当該安定操作取引に係る有価証券が店頭売買有価証券である場合にあつては、同条第三号の規定により目論見書に記載された店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の売買）によらなければ、してはならない。

２　安定操作取引は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間でなければ、してはならない。

一　有価証券の募集の場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める期間

イ　株主に株式の割当てを受ける権利を与えて行う募集の場合　当該募集に係る会社法第二百二条第一項第二号に規定する期日の二週間前の日から払込期日までの期間

ロ　優先出資法に規定する優先出資者に優先出資法に規定する優先出資の割当てを受ける権利を与えて行う募集の場合　当該募集に係る優先出資法第八条第一項第二号に規定する期日の二週間前の日から払込期日までの期間

ハ　イ及びロ以外の募集の場合　当該募集に係る有価証券の取得の申込みの期間が終了する日の二十日前の日から当該期間が終了する日までの期間

二　有価証券の売出しの場合　当該売出しに係る有価証券の買付けの申込みの期間（売付けの申込みの場合にあつては、売付けの期間）が終了する日の二十日前の日から当該期間が終了する日までの期間

３　前項の場合において、同項各号に掲げる期間の開始前に当該安定操作取引によりその募集又は売出しを容易にしようとする有価証券の発行価格又は売出価格（新株予約権付社債券にあつては発行価格及び新株予約権の内容又は売出価格。以下この条において同じ。）が決定されていないときは、同項の規定にかかわらず、当該有価証券の発行者が発行する有価証券を上場する各証券取引所がその規則の定めるところによりその者から当該有価証券の発行価格又は売出価格の通知を受ける日までは、当該安定操作取引をしてはならない。

４　第二項の場合において、当該安定操作取引によりその募集又は売出しを容易にしようとする有価証券の発行価格又は売出価格が、一の取引所有価証券市場の一の日における当該有価証券の発行者が発行する有価証券の最終価格（当該発行者が発行する有価証券が店頭売買有価証券である場合にあつては、一の店頭売買有価証券市場の一の日における当該店頭売買有価証券の最終価格）に一定率を乗ずる等確定値によらずに決定されているときは、同項の規定にかかわらず、当該有価証券の発行者が発行する有価証券を上場する各証券取引所がその規則の定めるところによりその者から当該有価証券の発行価格又は売出価格の確定値の通知を受ける日までは、当該安定操作取引をしてはならない。

（改正前）

（安定操作取引の場所及び期間）

**第二十二条**　安定操作取引は、前条第二号の規定により目論見書に記載された取引所有価証券市場における有価証券の売買等（当該安定操作取引に係る有価証券が店頭売買有価証券である場合にあつては、同条第三号の規定により目論見書に記載された店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の売買）によらなければ、してはならない。

２　安定操作取引は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間でなければ、してはならない。

一　有価証券の募集の場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める期間

イ　株主に新株の引受権を与えて行う募集の場合　当該募集に係る商法第二百八十条ノ五第一項に規定する期日の二週間前の日から払込期日までの期間

ロ　優先出資法に規定する優先出資者に優先出資法に規定する優先出資引受権を与えて行う募集の場合　当該募集に係る優先出資法第六条第五項において準用する商法第二百八十条ノ五第一項に規定する期日の二週間前の日から払込期日までの期間

ハ　イ及びロ以外の募集の場合　当該募集に係る有価証券の取得の申込みの期間が終了する日の二十日前の日から当該期間が終了する日までの期間

二　有価証券の売出しの場合　当該売出しに係る有価証券の買付けの申込みの期間（売付けの申込みの場合にあつては、売付けの期間）が終了する日の二十日前の日から当該期間が終了する日までの期間

３　前項の場合において、同項各号に掲げる期間の開始前に当該安定操作取引によりその募集又は売出しを容易にしようとする有価証券の発行価格又は売出価格（新株予約権付社債券にあつては発行価格及び新株予約権の内容又は売出価格。以下この条において同じ。）が決定されていないときは、同項の規定にかかわらず、当該有価証券の発行者が発行する有価証券を上場する各証券取引所がその規則の定めるところによりその者から当該有価証券の発行価格又は売出価格の通知を受ける日までは、当該安定操作取引をしてはならない。

４　第二項の場合において、当該安定操作取引によりその募集又は売出しを容易にしようとする有価証券の発行価格又は売出価格が、一の取引所有価証券市場の一の日における当該有価証券の発行者が発行する有価証券の最終価格（当該発行者が発行する有価証券が店頭売買有価証券である場合にあつては、一の店頭売買有価証券市場の一の日における当該店頭売買有価証券の最終価格）に一定率を乗ずる等確定値によらずに決定されているときは、同項の規定にかかわらず、当該有価証券の発行者が発行する有価証券を上場する各証券取引所がその規則の定めるところによりその者から当該有価証券の発行価格又は売出価格の確定値の通知を受ける日までは、当該安定操作取引をしてはならない。

【平成18年3月10日 政令第33号】 （改正なし）

【平成17年11月30日 政令第355号】 （改正なし）

【平成17年7月29日 政令第269号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 政令第230号】 （改正なし）

【平成17年2月16日 政令第19号】 （改正なし）

【平成16年12月28日 政令第429号】 （改正なし）

【平成16年11月12日 政令第354号】 （改正なし）

【平成16年10月20日 政令第318号】 （改正なし）

【平成16年5月28日 政令第184号】 （改正なし）

【平成16年3月26日 政令第79号】 （改正なし）

【平成16年1月30日 政令第9号】 （改正なし）

【平成15年6月27日 政令第289号】 （改正なし）

【平成15年6月25日 政令第280号】 （改正なし）

【平成15年5月23日 政令第231号】 （改正なし）

【平成15年3月28日 政令第117号】 （改正なし）

【平成15年3月28日 政令第116号】 （改正なし）

【平成14年12月6日 政令第363号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 政令第177号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 政令第176号】 （改正なし）

【平成14年3月31日 政令第120号】 （改正なし）

【平成14年3月27日 政令第69号】 （改正なし）

【平成14年3月20日 政令第50号】

（改正後）

（安定操作取引の場所及び期間）

**第二十二条**　安定操作取引は、前条第二号の規定により目論見書に記載された取引所有価証券市場における有価証券の売買等（当該安定操作取引に係る有価証券が店頭売買有価証券である場合にあつては、同条第三号の規定により目論見書に記載された店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の売買）によらなければ、してはならない。

２　安定操作取引は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間でなければ、してはならない。

一　有価証券の募集の場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める期間

イ　株主に新株の引受権を与えて行う募集の場合　当該募集に係る商法第二百八十条ノ五第一項に規定する期日の二週間前の日から払込期日までの期間

ロ　優先出資法に規定する優先出資者に優先出資法に規定する優先出資引受権を与えて行う募集の場合　当該募集に係る優先出資法第六条第五項において準用する商法第二百八十条ノ五第一項に規定する期日の二週間前の日から払込期日までの期間

ハ　イ及びロ以外の募集の場合　当該募集に係る有価証券の取得の申込みの期間が終了する日の二十日前の日から当該期間が終了する日までの期間

二　有価証券の売出しの場合　当該売出しに係る有価証券の買付けの申込みの期間（売付けの申込みの場合にあつては、売付けの期間）が終了する日の二十日前の日から当該期間が終了する日までの期間

３　前項の場合において、同項各号に掲げる期間の開始前に当該安定操作取引によりその募集又は売出しを容易にしようとする有価証券の発行価格又は売出価格（新株予約権付社債券にあつては発行価格及び新株予約権の内容又は売出価格。以下この条において同じ。）が決定されていないときは、同項の規定にかかわらず、当該有価証券の発行者が発行する有価証券を上場する各証券取引所がその規則の定めるところによりその者から当該有価証券の発行価格又は売出価格の通知を受ける日までは、当該安定操作取引をしてはならない。

４　第二項の場合において、当該安定操作取引によりその募集又は売出しを容易にしようとする有価証券の発行価格又は売出価格が、一の取引所有価証券市場の一の日における当該有価証券の発行者が発行する有価証券の最終価格（当該発行者が発行する有価証券が店頭売買有価証券である場合にあつては、一の店頭売買有価証券市場の一の日における当該店頭売買有価証券の最終価格）に一定率を乗ずる等確定値によらずに決定されているときは、同項の規定にかかわらず、当該有価証券の発行者が発行する有価証券を上場する各証券取引所がその規則の定めるところによりその者から当該有価証券の発行価格又は売出価格の確定値の通知を受ける日までは、当該安定操作取引をしてはならない。

（改正前）

（安定操作取引の場所及び期間）

**第二十二条**　安定操作取引は、前条第二号の規定により目論見書に記載された取引所有価証券市場における有価証券の売買等（当該安定操作取引に係る有価証券が店頭売買有価証券である場合にあつては、同条第三号の規定により目論見書に記載された店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の売買）によらなければ、してはならない。

２　安定操作取引は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間でなければ、してはならない。

一　有価証券の募集の場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める期間

イ　株主に新株の引受権を与えて行う募集の場合　当該募集に係る商法第二百八十条ノ五第一項に規定する期日の二週間前の日から払込期日までの期間

ロ　優先出資法に規定する優先出資者に優先出資法に規定する優先出資引受権を与えて行う募集の場合　当該募集に係る優先出資法第六条第五項において準用する商法第二百八十条ノ五第一項に規定する期日の二週間前の日から払込期日までの期間

ハ　イ及びロ以外の募集の場合　当該募集に係る有価証券の取得の申込みの期間が終了する日の二十日前の日から当該期間が終了する日までの期間

二　有価証券の売出しの場合　当該売出しに係る有価証券の買付けの申込みの期間（売付けの申込みの場合にあつては、売付けの期間）が終了する日の二十日前の日から当該期間が終了する日までの期間

３　前項の場合において、同項各号に掲げる期間の開始前に当該安定操作取引によりその募集又は売出しを容易にしようとする有価証券の発行価格又は売出価格（転換社債券にあつては発行価格及び転換の条件又は売出価格、新株引受権付社債券にあつては発行価格及び新株引受権の内容又は売出価格。以下この条において同じ。）が決定されていないときは、同項の規定にかかわらず、当該有価証券の発行者が発行する有価証券を上場する各証券取引所がその規則の定めるところによりその者から当該有価証券の発行価格又は売出価格の通知を受ける日までは、当該安定操作取引をしてはならない。

４　第二項の場合において、当該安定操作取引によりその募集又は売出しを容易にしようとする有価証券の発行価格又は売出価格が、一の取引所有価証券市場の一の日における当該有価証券の発行者が発行する有価証券の最終価格（当該発行者が発行する有価証券が店頭売買有価証券である場合にあつては、一の店頭売買有価証券市場の一の日における当該店頭売買有価証券の最終価格）に一定率を乗ずる等確定値によらずに決定されているときは、同項の規定にかかわらず、当該有価証券の発行者が発行する有価証券を上場する各証券取引所がその規則の定めるところによりその者から当該有価証券の発行価格又は売出価格の確定値の通知を受ける日までは、当該安定操作取引をしてはならない。

【平成14年3月1日 政令第37号】 （改正なし）

【平成13年12月5日 政令第389号】 （改正なし）

【平成13年9月21日 政令第311号】 （改正なし）

【平成13年9月19日 政令第308号】 （改正なし）

【平成13年9月12日 政令第295号】 （改正なし）

【平成13年9月5日 政令第285号】 （改正なし）

【平成13年5月30日 政令第189号】 （改正なし）

【平成13年3月30日 政令第135号】 （改正なし）

【平成13年3月16日 政令第51号】 （改正なし）

【平成13年2月9日 政令第28号】 （改正なし）

【平成13年1月4日 政令第4号】 （改正なし）

【平成12年12月27日 政令第548号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 政令第483号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 政令第482号】 （改正なし）

【平成12年6月14日 政令第340号】 （改正なし）

【平成12年6月14日 政令第339号】 （改正なし）

【平成12年6月7日 政令第303号】 （改正なし）

【平成12年6月7日 政令第244号】 （改正なし）

【平成12年3月23日 政令第86号】 （改正なし）

【平成12年2月16日 政令第37号】 （改正なし）

【平成11年9月29日 政令第301号】 （改正なし）

【平成10年12月15日 政令第393号】 （改正なし）

【平成10年11月20日 政令第369号】

（改正後）

（安定操作取引の場所及び期間）

**第二十二条** 　安定操作取引は、前条第二号の規定により目論見書に記載された取引所有価証券市場における有価証券の売買等（当該安定操作取引に係る有価証券が店頭売買有価証券である場合にあつては、同条第三号の規定により目論見書に記載された店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の売買）によらなければ、してはならない。

２　安定操作取引は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間でなければ、してはならない。

一　有価証券の募集の場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める期間

イ　株主に新株の引受権を与えて行う募集の場合　当該募集に係る商法第二百八十条ノ五第一項に規定する期日の二週間前の日から払込期日までの期間

ロ　優先出資法に規定する優先出資者に優先出資法に規定する優先出資引受権を与えて行う募集の場合　当該募集に係る優先出資法第六条第五項において準用する商法第二百八十条ノ五第一項に規定する期日の二週間前の日から払込期日までの期間

ハ　イ及びロ以外の募集の場合　当該募集に係る有価証券の取得の申込みの期間が終了する日の二十日前の日から当該期間が終了する日までの期間

二　有価証券の売出しの場合　当該売出しに係る有価証券の買付けの申込みの期間（売付けの申込みの場合にあつては、売付けの期間）が終了する日の二十日前の日から当該期間が終了する日までの期間

３　前項の場合において、同項各号に掲げる期間の開始前に当該安定操作取引によりその募集又は売出しを容易にしようとする有価証券の発行価格又は売出価格（転換社債券にあつては発行価格及び転換の条件又は売出価格、新株引受権付社債券にあつては発行価格及び新株引受権の内容又は売出価格。以下この条において同じ。）が決定されていないときは、同項の規定にかかわらず、当該有価証券の発行者が発行する有価証券を上場する各証券取引所がその規則の定めるところによりその者から当該有価証券の発行価格又は売出価格の通知を受ける日までは、当該安定操作取引をしてはならない。

４　第二項の場合において、当該安定操作取引によりその募集又は売出しを容易にしようとする有価証券の発行価格又は売出価格が、一の取引所有価証券市場の一の日における当該有価証券の発行者が発行する有価証券の最終価格（当該発行者が発行する有価証券が店頭売買有価証券である場合にあつては、一の店頭売買有価証券市場の一の日における当該店頭売買有価証券の最終価格）に一定率を乗ずる等確定値によらずに決定されているときは、同項の規定にかかわらず、当該有価証券の発行者が発行する有価証券を上場する各証券取引所がその規則の定めるところによりその者から当該有価証券の発行価格又は売出価格の確定値の通知を受ける日までは、当該安定操作取引をしてはならない。

（改正前）

（安定操作取引の場所及び期間）

**第二十二条** 　安定操作取引は、前条第二号の規定により目論見書に記載された証券取引所が開設する有価証券市場における有価証券の売買取引等（当該安定操作取引に係る有価証券が店頭売買有価証券である場合にあつては、同条第三号の規定により目論見書に記載された証券業協会が報告を受けるべき店頭売買取引）によらなければ、してはならない。

２　安定操作取引は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間でなければ、してはならない。

一　有価証券の募集の場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める期間

イ　株主に新株の引受権を与えて行う募集の場合　当該募集に係る商法第二百八十条ノ五第一項に規定する期日の二週間前の日から払込期日までの期間

ロ　優先出資法に規定する優先出資者に優先出資法に規定する優先出資引受権を与えて行う募集の場合　当該募集に係る優先出資法第六条第五項において準用する商法第二百八十条ノ五第一項に規定する期日の二週間前の日から払込期日までの期間

ハ　イ及びロ以外の募集の場合　当該募集に係る有価証券の取得の申込みの期間が終了する日の二十日前の日から当該期間が終了する日までの期間

二　有価証券の売出しの場合　当該売出しに係る有価証券の買付けの申込みの期間（売付けの申込みの場合にあつては、売付けの期間）が終了する日の二十日前の日から当該期間が終了する日までの期間

３　前項の場合において、同項各号に掲げる期間の開始前に当該安定操作取引によりその募集又は売出しを容易にしようとする有価証券の発行価格又は売出価格（転換社債券にあつては発行価格及び転換の条件又は売出価格、新株引受権付社債券にあつては発行価格及び新株引受権の内容又は売出価格。以下この条において同じ。）が決定されていないときは、同項の規定にかかわらず、当該有価証券の発行者が発行する有価証券を上場している各証券取引所がその規則の定めるところによりその者から当該有価証券の発行価格又は売出価格の通知を受ける日までは、当該安定操作取引をしてはならない。

４　第二項の場合において、当該安定操作取引によりその募集又は売出しを容易にしようとする有価証券の発行価格又は売出価格が、一の有価証券市場の一の日における当該有価証券の発行者が発行する有価証券の最終価格（当該発行者が発行する有価証券が店頭売買有価証券である場合にあつては、一の証券業協会が公表する一の日における当該店頭売買有価証券の最終価格）に一定率を乗ずる等確定値によらずに決定されているときは、同項の規定にかかわらず、当該有価証券の発行者が発行する有価証券を上場している各証券取引所がその規則の定めるところによりその者から当該有価証券の発行価格又は売出価格の確定値の通知を受ける日までは、当該安定操作取引をしてはならない。

【平成10年11月4日 政令第357号】 （改正なし）

【平成10年10月22日 政令第338号】 （改正なし）

【平成10年10月13日 政令第320号】 （改正なし）

【平成10年8月21日 政令第280号】 （改正なし）

【平成10年5月27日 政令第184号】 （改正なし）

【平成9年12月25日 政令第383号】 （改正なし）

【平成9年12月19日 政令第372号】 （改正なし）

【平成9年5月1日 政令第170号】 （改正なし）

【平成6年12月28日 政令第420号】 （改正なし）

【平成6年9月19日 政令第303号】 （改正なし）

【平成6年9月19日 政令第301号】 （改正なし）

【平成5年12月22日 政令第398号】 （改正なし）

【平成5年3月3日 政令第29号】

（改正後）

（安定操作取引の場所及び期間）

**第二十二条** 　安定操作取引は、前条第二号の規定により目論見書に記載された証券取引所が開設する有価証券市場における有価証券の売買取引等（当該安定操作取引に係る有価証券が店頭売買有価証券である場合にあつては、同条第三号の規定により目論見書に記載された証券業協会が報告を受けるべき店頭売買取引）によらなければ、してはならない。

２　安定操作取引は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間でなければ、してはならない。

一　有価証券の募集の場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める期間

イ　株主に新株の引受権を与えて行う募集の場合　当該募集に係る商法第二百八十条ノ五第一項に規定する期日の二週間前の日から払込期日までの期間

ロ　優先出資法に規定する優先出資者に優先出資法に規定する優先出資引受権を与えて行う募集の場合　当該募集に係る優先出資法第六条第五項において準用する商法第二百八十条ノ五第一項に規定する期日の二週間前の日から払込期日までの期間

ハ　イ及びロ以外の募集の場合　当該募集に係る有価証券の取得の申込みの期間が終了する日の二十日前の日から当該期間が終了する日までの期間

二　有価証券の売出しの場合　当該売出しに係る有価証券の買付けの申込みの期間（売付けの申込みの場合にあつては、売付けの期間）が終了する日の二十日前の日から当該期間が終了する日までの期間

３　前項の場合において、同項各号に掲げる期間の開始前に当該安定操作取引によりその募集又は売出しを容易にしようとする有価証券の発行価格又は売出価格（転換社債券にあつては発行価格及び転換の条件又は売出価格、新株引受権付社債券にあつては発行価格及び新株引受権の内容又は売出価格。以下この条において同じ。）が決定されていないときは、同項の規定にかかわらず、当該有価証券の発行者が発行する有価証券を上場している各証券取引所がその規則の定めるところによりその者から当該有価証券の発行価格又は売出価格の通知を受ける日までは、当該安定操作取引をしてはならない。

４　第二項の場合において、当該安定操作取引によりその募集又は売出しを容易にしようとする有価証券の発行価格又は売出価格が、一の有価証券市場の一の日における当該有価証券の発行者が発行する有価証券の最終価格（当該発行者が発行する有価証券が店頭売買有価証券である場合にあつては、一の証券業協会が公表する一の日における当該店頭売買有価証券の最終価格）に一定率を乗ずる等確定値によらずに決定されているときは、同項の規定にかかわらず、当該有価証券の発行者が発行する有価証券を上場している各証券取引所がその規則の定めるところによりその者から当該有価証券の発行価格又は売出価格の確定値の通知を受ける日までは、当該安定操作取引をしてはならない。

（改正前）

（安定操作取引の場所及び期間）

**第二十二条** 　安定操作取引は、前条第二号の規定により目論見書に記載された証券取引所が開設する有価証券市場における有価証券の売買取引等（当該安定操作取引に係る有価証券が店頭売買有価証券である場合にあつては、同条第三号の規定により目論見書に記載された証券業協会が報告を受けるべき店頭売買取引）によらなければ、してはならない。

２　安定操作取引は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間でなければ、してはならない。

一　有価証券の募集の場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める期間

イ　株主に新株の引受権を与えて行う募集の場合　当該募集に係る商法第二百八十条ノ五第一項に規定する期日の二週間前の日から払込期日までの期間

（ロ　新設）

ロ　イ以外の募集の場合　当該募集に係る有価証券の取得の申込みの期間が終了する日の二十日前の日から当該期間が終了する日までの期間

二　有価証券の売出しの場合　当該売出しに係る有価証券の買付けの申込みの期間（売付けの申込みの場合にあつては、売付けの期間）が終了する日の二十日前の日から当該期間が終了する日までの期間

３　前項の場合において、同項各号に掲げる期間の開始前に当該安定操作取引によりその募集又は売出しを容易にしようとする有価証券の発行価格又は売出価格（転換社債券にあつては発行価格及び転換の条件又は売出価格、新株引受権付社債券にあつては発行価格及び新株引受権の内容又は売出価格。以下この条において同じ。）が決定されていないときは、同項の規定にかかわらず、当該有価証券の発行者が発行する有価証券を上場している各証券取引所がその規則の定めるところによりその者から当該有価証券の発行価格又は売出価格の通知を受ける日までは、当該安定操作取引をしてはならない。

４　第二項の場合において、当該安定操作取引によりその募集又は売出しを容易にしようとする有価証券の発行価格又は売出価格が、一の有価証券市場の一の日における当該有価証券の発行者が発行する有価証券の最終価格（当該発行者が発行する有価証券が店頭売買有価証券である場合にあつては、一の証券業協会が公表する一の日における当該店頭売買有価証券の最終価格）に一定率を乗ずる等確定値によらずに決定されているときは、同項の規定にかかわらず、当該有価証券の発行者が発行する有価証券を上場している各証券取引所がその規則の定めるところによりその者から当該有価証券の発行価格又は売出価格の確定値の通知を受ける日までは、当該安定操作取引をしてはならない。

【平成4年6月26日 政令第228号】

（改正後）

（安定操作取引の場所及び期間）

**第二十二条** 　安定操作取引は、前条第二号の規定により目論見書に記載された証券取引所が開設する有価証券市場における有価証券の売買取引等（当該安定操作取引に係る有価証券が店頭売買有価証券である場合にあつては、同条第三号の規定により目論見書に記載された証券業協会が報告を受けるべき店頭売買取引）によらなければ、してはならない。

２　安定操作取引は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間でなければ、してはならない。

一　有価証券の募集の場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める期間

イ　株主に新株の引受権を与えて行う募集の場合　当該募集に係る商法第二百八十条ノ五第一項に規定する期日の二週間前の日から払込期日までの期間

ロ　イ以外の募集の場合　当該募集に係る有価証券の取得の申込みの期間が終了する日の二十日前の日から当該期間が終了する日までの期間

二　有価証券の売出しの場合　当該売出しに係る有価証券の買付けの申込みの期間（売付けの申込みの場合にあつては、売付けの期間）が終了する日の二十日前の日から当該期間が終了する日までの期間

３　前項の場合において、同項各号に掲げる期間の開始前に当該安定操作取引によりその募集又は売出しを容易にしようとする有価証券の発行価格又は売出価格（転換社債券にあつては発行価格及び転換の条件又は売出価格、新株引受権付社債券にあつては発行価格及び新株引受権の内容又は売出価格。以下この条において同じ。）が決定されていないときは、同項の規定にかかわらず、当該有価証券の発行者が発行する有価証券を上場している各証券取引所がその規則の定めるところによりその者から当該有価証券の発行価格又は売出価格の通知を受ける日までは、当該安定操作取引をしてはならない。

４　第二項の場合において、当該安定操作取引によりその募集又は売出しを容易にしようとする有価証券の発行価格又は売出価格が、一の有価証券市場の一の日における当該有価証券の発行者が発行する有価証券の最終価格（当該発行者が発行する有価証券が店頭売買有価証券である場合にあつては、一の証券業協会が公表する一の日における当該店頭売買有価証券の最終価格）に一定率を乗ずる等確定値によらずに決定されているときは、同項の規定にかかわらず、当該有価証券の発行者が発行する有価証券を上場している各証券取引所がその規則の定めるところによりその者から当該有価証券の発行価格又は売出価格の確定値の通知を受ける日までは、当該安定操作取引をしてはならない。

（改正前）

（安定操作取引の場所及び期間）

**第二十二条** 　安定操作取引は、前条第二号の規定により目論見書に記載された証券取引所が開設する有価証券市場でなければ、することができない。

２　安定操作取引は、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる期間でなければ、することができない。

一　有価証券の募集の場合

イ　株主に新株の引受権を与えて行なう募集の場合　当該募集に係る商法第二百八十条ノ五第一項に規定する期日の二週間前の日から払込期日までの期間

ロ　イ以外の募集の場合　当該募集に係る有価証券の取得の申込みの期間が終了する日の二十日前の日から当該期間が終了する日までの期間

二　有価証券の売出しの場合　当該売出しに係る有価証券の買付けの申込みの期間（売付けの申込みの場合にあつては、売付けの期間）が終了する日の二十日前の日から当該期間が終了する日までの期間

３　前項の場合において、同項各号に掲げる期間の開始前に当該安定操作取引によりその募集又は売出しを容易にしようとする有価証券の発行価格又は売出価格（転換社債券にあつては発行価格及び転換の条件又は売出価格、新株引受権付社債券にあつては発行価格及び新株引受権の内容又は売出価格。以下この条において同じ。）が決定されていないときは、同項の規定にかかわらず、当該有価証券の発行者が発行する有価証券を上場している各証券取引所がその規則の定めるところによりその者から当該有価証券の発行価格又は売出価格の通知を受ける日までは、当該安定操作取引をすることができない。

４　第二項の場合において、当該安定操作取引によりその募集又は売出しを容易にしようとする有価証券の発行価格又は売出価格が、一の有価証券市場の一の日における当該有価証券の発行者が発行する有価証券の最終価格に一定率を乗ずる等確定値によらずに決定されているときは、同項の規定にかかわらず、当該有価証券の発行者が発行する有価証券を上場している各証券取引所がその規則の定めるところによりその者から当該有価証券の発行価格又は売出価格の確定値の通知を受ける日までは、当該安定操作取引をすることができない。

【平成3年12月10日 政令第367号】 （改正なし）

【平成3年3月25日 政令第48号】 （改正なし）

【平成2年10月31日 政令第317号】 （改正なし）

【平成2年7月20日 政令第223号】 （改正なし）

【平成2年3月30日 政令第65号】 （改正なし）

【平成元年2月3日 政令第23号】 （改正なし）

【昭和63年8月9日 政令第242号】 （改正なし）

【昭和60年9月13日 政令第263号】 （改正なし）

【昭和59年6月19日 政令第196号】 （改正なし）

【昭和58年12月26日 政令第272号】 （改正なし）

【昭和58年11月26日 政令第238号】

（改正後）

（安定操作取引の場所及び期間）

**第二十二条** 　安定操作取引は、前条第二号の規定により目論見書に記載された証券取引所が開設する有価証券市場でなければ、することができない。

２　安定操作取引は、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる期間でなければ、することができない。

一　有価証券の募集の場合

イ　株主に新株の引受権を与えて行なう募集の場合　当該募集に係る商法第二百八十条ノ五第一項に規定する期日の二週間前の日から払込期日までの期間

ロ　イ以外の募集の場合　当該募集に係る有価証券の取得の申込みの期間が終了する日の二十日前の日から当該期間が終了する日までの期間

二　有価証券の売出しの場合　当該売出しに係る有価証券の買付けの申込みの期間（売付けの申込みの場合にあつては、売付けの期間）が終了する日の二十日前の日から当該期間が終了する日までの期間

３　前項の場合において、同項各号に掲げる期間の開始前に当該安定操作取引によりその募集又は売出しを容易にしようとする有価証券の発行価格又は売出価格（転換社債券にあつては発行価格及び転換の条件又は売出価格、新株引受権付社債券にあつては発行価格及び新株引受権の内容又は売出価格。以下この条において同じ。）が決定されていないときは、同項の規定にかかわらず、当該有価証券の発行者が発行する有価証券を上場している各証券取引所がその規則の定めるところによりその者から当該有価証券の発行価格又は売出価格の通知を受ける日までは、当該安定操作取引をすることができない。

４　第二項の場合において、当該安定操作取引によりその募集又は売出しを容易にしようとする有価証券の発行価格又は売出価格が、一の有価証券市場の一の日における当該有価証券の発行者が発行する有価証券の最終価格に一定率を乗ずる等確定値によらずに決定されているときは、同項の規定にかかわらず、当該有価証券の発行者が発行する有価証券を上場している各証券取引所がその規則の定めるところによりその者から当該有価証券の発行価格又は売出価格の確定値の通知を受ける日までは、当該安定操作取引をすることができない。

（改正前）

　（安定操作取引の場所及び期間）

**第二十二条** 　安定操作取引は、前条第二号の規定により目論見書に記載された証券取引所が開設する有価証券市場でなければ、することができない。

２　安定操作取引は、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる期間でなければ、することができない。

一　有価証券の募集の場合

イ　株主に新株の引受権を与えて行なう募集の場合　当該募集に係る商法第二百八十条ノ五第一項に規定する期日の二週間前の日から払込期日までの期間

ロ　イ以外の募集の場合　当該募集に係る有価証券の取得の申込みの期間が終了する日の二十日前の日から当該期間が終了する日までの期間

二　有価証券の売出しの場合　当該売出しに係る有価証券の買付けの申込みの期間（売付けの申込みの場合にあつては、売付けの期間）が終了する日の二十日前の日から当該期間が終了する日までの期間

３　前項の場合において、同項各号に掲げる期間の開始前に当該安定操作取引によりその募集又は売出しを容易にしようとする有価証券の発行価格又は売出価格（転換社債券にあつては発行価格及び転換の条件又は売出価格、新株引受権付社債券にあつては発行価格及び新株引受権の内容又は売出価格。以下この項において同じ。）が決定されていないときは、同項の規定にかかわらず、当該有価証券の発行者が発行する有価証券を上場している各証券取引所がその規則の定めるところによりその者から当該有価証券の発行価格又は売出価格の通知を受ける日までは、当該安定操作取引をすることができない。

（４　新設）

【昭和58年6月10日 政令第128号】 （改正なし）

【昭和57年9月28日 政令第270号】 （改正なし）

【昭和57年4月6日 政令第84号】 （改正なし）

【昭和56年9月22日 政令第288号】

（改正後）

　（安定操作取引の場所及び期間）

**第二十二条** 　安定操作取引は、前条第二号の規定により目論見書に記載された証券取引所が開設する有価証券市場でなければ、することができない。

２　安定操作取引は、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる期間でなければ、することができない。

一　有価証券の募集の場合

イ　株主に新株の引受権を与えて行なう募集の場合　当該募集に係る商法第二百八十条ノ五第一項に規定する期日の二週間前の日から払込期日までの期間

ロ　イ以外の募集の場合　当該募集に係る有価証券の取得の申込みの期間が終了する日の二十日前の日から当該期間が終了する日までの期間

二　有価証券の売出しの場合　当該売出しに係る有価証券の買付けの申込みの期間（売付けの申込みの場合にあつては、売付けの期間）が終了する日の二十日前の日から当該期間が終了する日までの期間

３　前項の場合において、同項各号に掲げる期間の開始前に当該安定操作取引によりその募集又は売出しを容易にしようとする有価証券の発行価格又は売出価格（転換社債券にあつては発行価格及び転換の条件又は売出価格、新株引受権付社債券にあつては発行価格及び新株引受権の内容又は売出価格。以下この項において同じ。）が決定されていないときは、同項の規定にかかわらず、当該有価証券の発行者が発行する有価証券を上場している各証券取引所がその規則の定めるところによりその者から当該有価証券の発行価格又は売出価格の通知を受ける日までは、当該安定操作取引をすることができない。

（改正前）

　（安定操作取引の場所及び期間）

**第二十二条** 　安定操作取引は、前条第二号の規定により目論見書に記載された証券取引所が開設する有価証券市場でなければ、することができない。

２　安定操作取引は、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる期間でなければ、することができない。

一　有価証券の募集の場合

イ　株主に新株の引受権を与えて行なう募集の場合　当該募集に係る商法第二百八十条ノ五第一項に規定する期日の二週間前の日から払込期日までの期間

ロ　イ以外の募集の場合　当該募集に係る有価証券の取得の申込みの期間が終了する日の二十日前の日から当該期間が終了する日までの期間

二　有価証券の売出しの場合　当該売出しに係る有価証券の買付けの申込みの期間（売付けの申込みの場合にあつては、売付けの期間）が終了する日の二十日前の日から当該期間が終了する日までの期間

３　前項の場合において、同項各号に掲げる期間の開始前に当該安定操作取引によりその募集又は売出しを容易にしようとする有価証券の発行価格又は売出価格（転換社債にあつては、転換の条件）が決定されていないときは、同項の規定にかかわらず、当該有価証券の発行者が発行する有価証券を上場している各証券取引所がその規則の定めるところによりその者から当該発行価格又は売出価格の通知を受ける日までは、当該安定操作取引をすることができない。

【昭和52年5月27日 政令第167号】 （改正なし）

【昭和51年6月25日 政令第164号】 （改正なし）

【昭和50年12月26日 政令第377号】 （改正なし）

【昭和46年8月13日 政令第267号】 （改正なし）

【昭和46年5月14日 政令第150号】

（改正後）

　（安定操作取引の場所及び期間）

**第二十二条** 　安定操作取引は、前条第二号の規定により目論見書に記載された証券取引所が開設する有価証券市場でなければ、することができない。

２　安定操作取引は、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる期間でなければ、することができない。

一　有価証券の募集の場合

イ　株主に新株の引受権を与えて行なう募集の場合　当該募集に係る商法第二百八十条ノ五第一項に規定する期日の二週間前の日から払込期日までの期間

ロ　イ以外の募集の場合　当該募集に係る有価証券の取得の申込みの期間が終了する日の二十日前の日から当該期間が終了する日までの期間

二　有価証券の売出しの場合　当該売出しに係る有価証券の買付けの申込みの期間（売付けの申込みの場合にあつては、売付けの期間）が終了する日の二十日前の日から当該期間が終了する日までの期間

３　前項の場合において、同項各号に掲げる期間の開始前に当該安定操作取引によりその募集又は売出しを容易にしようとする有価証券の発行価格又は売出価格（転換社債にあつては、転換の条件）が決定されていないときは、同項の規定にかかわらず、当該有価証券の発行者が発行する有価証券を上場している各証券取引所がその規則の定めるところによりその者から当該発行価格又は売出価格の通知を受ける日までは、当該安定操作取引をすることができない。

（改正前）

（新設）